

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
<p>④ 経営体育成強化資金</p> <p>【貸付利率】（※） 0.70 （令和5年7月20日現在）</p> <p>【償還期限】 25（3）</p>	<p>【前向き投資をする場合】 経営改善資金計画等に基づいて行う事業であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地又は牧野の改良、造成 2 農地又は採草放牧地の所有権の取得 3 農地又は採草放牧地の利用権の取得 4 農機具等の賃借権の取得 5 果樹の新植、改植、育成 6 オリーブ、茶、多年性草木、桑、花木の新植、改植、育成 7 家畜の購入、育成 8 農産物の生産、流通、加工、販売、その他農業経営の改善に必要な施設・機械の改良、造成、取得 9 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金 <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生支援資金：民事再生法に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うものに限る。 ・農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を営む者（以下「農業サービス事業者」） ・農業参入法人及び集落営農組織の行うもの 10 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 <ul style="list-style-type: none"> （ 農業サービス事業者に限る。 ） 11 農業を営む者が構成員として法人に参加するために必要な資金 <ul style="list-style-type: none"> （ 集落営農組織が法人化するとき当該法人の構成員として参加するために必要な資金に限る。 ） <p>【負債の償還負担を軽減する場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 次に掲げる資金（注1）を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金（再建整備資金） <ol style="list-style-type: none"> （1）農具、肥料、飼料、家畜その他の農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金 （2）農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 （3）農業経営の改善のための農地等の取得、遺産相続、疾病、災害等により必要な資金 （4）共同相続人のうち、遺産に属する農業経営資源（農地、施設その他農業に活用されるもの）について、これらを活用して農業経営資源に係る相続分の譲り渡しを受けるのに必要な資金その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金 13 次に掲げる資金等の円滑な支払に必要な資金（償還円滑化資金） <ol style="list-style-type: none"> （1）株式会社日本政策金融公庫が融通する資金 （2）農業近代化資金、経営資金、就農支援資金その他国が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金及び国の補助金の交付を受けたものが、これを財源として利子補給補助又は利子助成補助を行う資金 （3）土地改良事業又は旧独立行政法人緑資源機構の負担金等
	<p>注1 13の（1）から（3）までに掲げる資金、地方公共団体が利子補給若しくは利子助成を行い、又は融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除く。</p>

注1：「貸付利率」欄の※

国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。（第2章の1の（5）のアの（イ）参照。（P6））

貸付限度額	貸付対象者
<p>次の1から3の合計額 個人、農業参入法人 1億5,000万円 法人、集落営農組織 5億円</p> <p>1 資金の内容・使途の欄の1から10の事業負担する額の80%（2のうち認定新規就農者が青年等就農計画に従って農地を取得する場合は1,000万円、また、9のうち民事再生法に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者が行う経営改善資金計画に基づく事業で民間金融機関の要請等がある場合は100%）</p> <p>2 再建整備資金（注1） 個人 1,000万円 特認：1,750万円 特定：2,500万円 法人 4,000万円 （注2）</p> <p>3 償還円滑化資金 経営改善計画の計画期間中の5年間（注3）の場合10年間）において支払われるべき既往借入額等負債の各年の支払金の合計額（注4）</p> <p>注1 本資金の他の貸付金残高と通算しないが、農業経営維持安定（再建整備及び償還円滑化）資金の貸付金残高と通算する。</p> <p>2 特認の要件は、農業経営 又は農業所得の規模が当該地域の平均以上である場合等、必要があると認められる場合 特定の要件は、農業経営 又は農業所得の規模等から見て特に必要があると認められる場合</p> <p>3 債務者の年間償還額から見て経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合</p> <p>4 この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができる。</p>	<p>○ 農業を営む者</p> <p>1 次の要件をすべて満たす農業を営む者（ただし、農業サービス事業者は、次に掲げる要件の（1）（2）及び（4）を満たすもの） （1）農業所得が総所得の過半（法人：農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人：1,000万円以上）であること。 （2）主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人：常時従事者である構成員）がいること。 （3）個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。 （4）簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）</p> <p>2 認定新規就農者</p> <p>3 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（目標地図に位置付けられた者）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（継続的農地利用者）</p> <p>4 農業参入法人（原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないもの）</p> <p>5 1の経営（家族農業経営に限る）における経営主以外の農業を営む者（家族協定を締結しており、①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていること。）</p> <p>6 集落営農組織（所定の要件を満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営む者）</p> <p>7 6に掲げる者が法人化するとき当該法人の構成員として参加する農業を営む者</p> <p>○ 農協又は農協連（転貸する場合に限る。）</p> <p>注 1、2及び5の者が「資金の内容・使途」欄の12又は13の資金を借り入れる場合にあっては次の要件に適合する者に限る。 （1）経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込みであること。 （2）現に負債の償還に支障を来しており、かつ、関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。</p> <p>注 4及び6は、経営改善資金計画に基づき「資金の内容・使途」欄の1から9までの資金を借り入れる場合に限る。</p> <p>注 7は、経営改善資金計画に基づき「資金の内容・使途」欄の11の資金を借り入れる場合に限る。</p> <p>注 1（農業サービス事業者に限る）、3、4及び6の者が民事再生法に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者として経営改善資金計画に基づき「資金の内容・使途」欄の9の資金を借り入れる場合にあっては次の要件に適合する者に限る。 （1）その者の行う事業が次のアからウのいずれかに該当すること ア 地域農業の維持振興に大きな役割を果たしている事業であること。 イ 一定の雇用効果が認められる等、地域経済の活力維持に資する事業であること。 ウ 先進性、新規性又は技術力の高い事業等で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること。 （2）適切な再生計画又は再建計画（私的整理ガイドラインに基づくものに限る。）が策定され、関係者による支援体制が構築されており、民間金融機関の金融支援が得られる者であること。</p>

注2：実質無担保・無保証人貸付が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のウ参照。（P6））